

大阪市告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように府道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月10日

大阪市長 横山 英幸

路 線 名	区 間	旧 新 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長
大 阪 狭 山 線	東住吉区矢田7丁目 277番の1地先から 同 区同 229番の1地先まで (別紙参考図参照)	旧	m 27.11～ 32.89	m 30.08
		新	27.11～ 32.89及び 3.81～ 13.30	30.08及び 113.05

(建設局総務部管財課)